

バイク盗難保険の重要事項説明書

2023年3月7日以降始期用

この重要事項説明書は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は[普通保険約款・特約](#)をご確認ください。

■契約概要

保険契約の概要をご理解いただくための事項は以下の通りです。

商品の仕組み

名称

バイク盗難保険

特徴

この保険は、弊社が定める保険契約申込画面で申込みをしたバイクが盗難の被害に遭った場合に、一定額の保険金を支払う保険です。

保険契約確認証（保険証券）について

保険契約確認証

この保険では保険証券などの書面の交付に代えて、お客様ポータルにて保険契約の締結およびその内容を証するものとして保険契約確認証を表示します。

補償内容

詳細は[普通保険約款・特約](#)をご確認ください。

保険金をお支払いする場合

被保険車両が盗難され、回収不能（注1）となった場合に、所定の保険金を支払います。

（注1）保険契約者または被保険者が盗難の事実を知った後、ただちに所轄の警察署宛てに盗難被害の届出を行い、被保険車両を抹消する手続きを行った場合に、回収不能となったものとみなします。

付加できる主な特約とその概要

保険料のクレジットカード支払いに関する特約

この保険のご契約に必ず付加頂く特約です。保険料の支払いをクレジットカード（一部デビットカード・プリペイドカードも可能）で行う事を約定する特約です。

保険期間と保険開始期

この保険の保険期間は、保険契約確認証に記載の期間です。

この保険の責任開始期は、保険契約確認証に記載の日にちです。

保険の対象と引受条件

この保険では、弊社が定める保険契約申込画面で申込をした後、弊社が行う審査を通過した保険契約のバイクを被保険車両とし、保険の対象とします。被保険車両は、保険申込時点において正常な走行ができ、盗難の被害が発生していない必要があります。

保険金額

被保険車両の車種、年式、走行距離、使用用途などによらず、一律に8万円です。

保険料

被保険車両の車種、年式、走行距離、使用用途などによらず、一律に月額270円です。ただし、ご契約開始月の保険料はご契約開始日から月末までの日割り計算となります。

保険料払込方法・保険料払込期間

保険料のお支払いは月払いであり、クレジットカードでの支払いです。保険期間が終了する月まで毎月お支払い頂きます。

満期返戻金・解約返戻金・契約者配当金

この保険には、満期返戻金・解約返戻金・契約者配当金はありません。

■注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益となる可能性のある事項等、特にご注意いただきたい事項です。

ご契約時にご注意いただきたいこと

クーリングオフ

この保険は、保険期間が1年以内であるため、クーリングオフの対象となりません。

告知義務

弊社が定める保険契約申込画面で入力する以下の事項は、ご契約に関する重要事項（告知事項）です。ご契約時に告知事項に正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項に関して事実が記載されない場合は、弊社がご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合があります。

告知事項

- (1) 保険契約者名および生年月日
- (2) 被保険者名および生年月日
- (3) 保険契約者と被保険者の関係(続柄)
- (4) バイク車両の写真
- (5) 自動車損害賠償責任保険証明書
- (6) 他の保険契約の有無

補償の重複

補償内容が同様の保険契約が他にあると、補償の一部または完全重複が生じることがあります。他のご契約との補償内容の差異や保険金額などを十分ご確認頂いたうえで、お申込みいただきますようお願いいたします。補償が重複すると、その補償・特約の対象となる事故について、いずれかの保険契約から保険金が支払われない場合があります。

契約可能台数

この保険は、一人の被保険者につき一契約のみ引き受けるものとします。複数台の契約はできません。もしも契約開始後に複数の契約が有る事が分かった場合、保険期間が先に開始している契約のみを有効とし、その他の契約は無効である旨通知致します。

ご契約締結後にご留意いただきたいこと

契約内容の変更に関する通知義務

保険契約締結の後、告知事項の内容（(5) 自動車損害賠償責任保険の契約更新や契約内容変更を除く）に変更を生じさせる事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、弊社ホームページの『お問い合わせ』からご連絡頂く必要があります。ただし、その事実がなくなった場合には、弊社への通知は必要ありません。

事故発生時の通知義務、保険金請求時の書類

保険金請求の際には、弊社ホームページの『保険金のご請求』に、弊社の定める情報を遅滞なく入力してください。また、保険金請求後に被保険車両を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を弊社に連絡してください。保険金請求に必要な情報は以下の通りです。

- (1) 警察への届出内容

事故報告の際、届出年月日、届出警察署、届出人名、受理番号等をご申告くだ

さい。

(2) ご契約いただいたバイクを抹消したことを証する書類

具体的には以下いずれかの書類をご提出いただきます。

(ア) 被保険車両の自動車損害賠償責任保険の解約を示す書類

(イ) 被保険車両の廃車申告受付書および登録抹消の手続きを開始した事示す書類

保険金を支払わない主な場合

以下のケースです。詳細は[普通保険約款・特約](#)をご確認ください。

- ・ 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反（注2）
- ・ 被保険車両から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害
- ・ 被保険車両に定着されていないものに生じた損害
- ・ 被保険車両の部分品または付属品、タイヤのみに生じた損害。ただし、被保険車両と同時に損害を被った場合を除きます
- ・ 盗難発生後180日以内に覚知することができなかったバイクの盗難
- ・ 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
 - (ア) 貸借契約に基づく被保険車両の借主の故意または重大な過失
 - (イ) (ア)に定める者の法定代理人
 - (ウ) (ア)に定める者の業務に従事中の使用人
 - (エ) (ア)に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限り、
（注2）公道における駐車違反を含みます。

など

保険料不払の場合の保険契約の解除、契約の失効・復活等

保険料につきましては、補償を受ける各月の翌月末日までに払込まれる必要があります。この期間内に保険料が払込まれない場合には、弊社は、保険料不払の場合の保険契約の解除を行い、保険契約は失効します。保険契約の解除または失効などで保険契約が終了した後に、保険契約が復活する事はありません。

ご連絡いただきたい事項（譲渡・売却、契約情報の変更）

保険契約を正確に持続させていく為に、特に以下の場合にご連絡下さい。

- (1) 保険期間中に被保険車両を売却もしくは譲渡した場合、新しい所有者に保険は引継がれません。売却もしくは譲渡した場合は、保険契約を解約していただき、新しい所有者様にて新たに保険のお申込みをしていただく必要があります。なお、解約手続きはお客様ポータルで行う事ができます。
- (2) 告知事項以外で保険契約確認証に記載された事項に変更が生じた場合は、弊社ホームページの『お問い合わせ』からお問い合わせください。

保険の満期を迎えるとき

ご契約者から契約を更新しない旨のお申出または弊社からご契約者へのその契約を更新しない旨の通知が無い限り、満期日に自動更新されます。保険料の計算基礎を変更する必要がある等の場合、弊社所定の手続きを経て、更新時の保険料の増額または保険金額の減額、もしくは契約の更新を行わない場合があります。

少額短期保険業者について（保険期間と保険金額の制限）

弊社は、保険業法に定める「少額短期保険業者」です。少額短期保険業者が引受可能な保険契約については以下の制限があります。

- (1) 損害保険分野については、保険期間2年以内、保険金額1,000万円以下です。
- (2) 同一の被保険者について引受可能なすべての保険の保険金合計額は1,000万円以内です。
- (3) 一契約者について損害保険分野において引受可能な保険金額の合計額上限は10億円です。

■その他ご留意いただきたいこと

少額短期保険業者破綻時の取り扱いについて

- (1) 少額短期保険業者の業務もしくは収支の状況に照らして事業の継続に影響を及ぼす状況となった場合は、保険金を削減してお支払いすることがあります。また、保険期間中に以下の措置を講じることがあります。
 - (ア) 保険料の増額
 - (イ) 保険金額の減額
- (2) 少額短期保険業者の経営が破綻した場合は、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置の適用はありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約（破綻保険会社に係る保険契約のうち内閣府令・財務省令で定める保険契約）にも該当しません。

指定紛争解決機関

弊社はお客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、弊社が契約する「少額短期ほけん相談室」（指定紛争解決機関）をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」
TEL 0120-82-1144

契約等の情報交換について

弊社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保

険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しています。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ (<http://www.shougakutanki.jp/>) をご参照ください。

個人情報の取扱いに関するご案内

弊社および東京海上グループ各社（注3）は、本契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から④の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲内に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- ②契約締結、契約内容変更、保険金支払等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の保険会社、他の少額短期保険業者、一般社団法人日本少額短期保険協会等と共同して利用すること
- ③弊社と東京海上グループ各社との間または弊社と弊社の提携先企業等の間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- ④再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること

（注3）「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の弊社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。弊社における個人情報の取扱いについて（プライバシー・ポリシー）は、弊社ホームページをご参照ください。

取扱代理店について

この保険はインターネットを經由し弊社と保険契約を締結いただきます。ご契約内容の確認や変更の手続きについては、お客様ポータルをご利用ください。

取扱代理店は、保険契約の締結、保険料の受領、契約内容変更の手続きなど、保険契約締結の代理業務を行う権限はありません。

引受少額短期保険業者

Tokio Marine X 少額短期保険株式会社

Tokio Marine X 少額短期保険株式会社へのお問い合わせ

保険商品に関するお問い合わせは、弊社公式ウェブサイトでご確認いただけます。

【公式ウェブサイト】 <https://www.tokiomarine-x.co.jp>

【お問合せフォーム】 <https://www.tokiomarine-x.co.jp/inquiry/>

001-BD-0048-202311